様式第１号（第３条関係）

（表）

令和　　年　　月　　日

特殊詐欺電話対策装置貸与申請書

（宛先）前橋市長

裏面の同意事項に記載されたことについて同意の上、装置の貸与及び設置に関し次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者（使用する者） | 住　　所 | 前橋市 |
| （フリガナ）氏　　名 |  |
| 　 |
| 生年月日 | 大正 昭和 | 年　　月　　日生 | 年齢 | 歳 |
| 装置を設置する電話機の電話番号 | －　　　　　　－ |
| 設置方法(｢申請者が設置｣するか｢市が設置｣するか選んでください) | □申請者が　設置(受領方法を右から選んでください) | □郵送・宅配で受領□消費生活センターで受領 　　　　 支所・市民サービスセンターで受領 |
| □市（委託業者）が設置 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請代行者 | 氏　　名 |  | 申請者との関係 |  |
| 住　　所 |  |
| 連 絡 先 | －　　　　　　－ |
| **申請内容の確認や設置日時の連絡をするため、下記もご記入ください。** |
| 申請内容等の確認連絡先 | 申請者　　・　　申請代行者 |
| 日中連絡が取れる電話番号 | －　　　　　　－ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※シリアルナンバーNo.  | ※本人確認 保険証・免許証・ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ 他(　　　　　　　　　) | 　　　　　　　　支所・市民SC受付場所　　　　消費生活ｾﾝﾀｰ　　受付者：　　　  |

（裏）

|  |
| --- |
| 同意事項 |
| １　装置貸与の対象者であるかどうか確認するため、市職員が住民基本台帳の閲覧を行います。２　市へ装置の設置や撤去を依頼した場合は、市が指定した事業者が申請者宅を訪問し、装置の設置や撤去を行うため、市職員が申請者の氏名、住所等の個人情報を市が指定した事業者へ提供します。３　装置の設置や撤去に際して別途費用が発生する場合は、申請者の自己負担となります。４　電話回線や電話機の種類により、別途費用が発生したり、設置できない場合があります。５　電気料金、電話料金及び修繕・交換費用（保証期間内を除く。）は、申請者の自己負担となります。６　貸与された装置をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し又は担保に供することはできません。７　転居や装置の紛失等があった場合は、届け出てください。８　貸与期間は１年間です。返却の申し出がない場合は1年間延長となります。装置を利用する必要がなくなった場合は、速やかに届け出てください。９　録音データを市民の特殊詐欺被害の防止に利用するため、データの提供の協力をお願いすることがあります。10　装置の利用に関し、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、協力します。 |